

名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業に関する実施方針及び  
特定事業の選定の廃止について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定に基づき定め、平成15年11月26日付けで公表しました名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業に関する実施方針を廃止したとともに、同法第6条の規定に基づき特定事業として選定し、平成15年12月19日付けで公表しました同事業について特定事業の選定を廃止しましたので、公表します。

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 神田真秋